

## 認定こども園の認定基準に関する国の指針案に関する留意点

### ○第二の一について

- ・配置すべき保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、年齢別、利用時間別（3～5歳児）に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入することによる。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0\text{歳児} \times 1/3) + \{ (1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6 \} \\ &+ (3 \sim 5\text{歳の短時間利用児} \times 1/35) \\ &+ (3\text{歳の長時間利用児} \times 1/20) \\ &+ \{ (4\text{歳及び}5\text{歳の長時間利用児}) \times 1/30 \} \end{aligned}$$

- ・短時間利用児と長時間利用児の区分は、共通の利用時間のみの利用を行う子どもを短時間利用児、それ以外の子どもを長時間利用児と取り扱う。
- ・児童福祉施設最低基準を改正し、認定こども園である保育所における短時間利用児の職員配置に関する取扱いを規定することを予定。

### ○第四の一について

建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合、施設全体として面積基準を満たしていても、行事等における全員一斉の活動が不可能であるなど、実施する教育及び保育の内容に照らして適切な環境の確保が困難なときは、1及び2に掲げる要件を満たしているとは考えられない。

なお、こうした建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合には、教育及び保育の全体的な計画の作成や職員間の連携等、運営の一体性の確保に、より注意が必要であると考えられる。

### ○第四の二について

- ・「既存施設」についてただし書に規定する特例を設けるのは、元来幼稚園・保育所の用途に供するために建てられた施設を、その後の事情の変化により認定こども園に転換する際に円滑に転換できるようにするためのものである。
- ・ただし書に規定する特例的な取扱いを幼保連携型認定こども園において可能とするため、幼稚園設置基準を改正し、こうした特例的な取扱いを規定することを予定。

#### ○第四の四について

ただし書に規定する特例的な取扱いを幼保連携型認定こども園において可能とするため、児童福祉施設最低基準を改正し、こうした特例的な取扱いを規定することを予定。

#### ○第四の五について

- ・「屋外遊戯場」には屋上が含まれる。
- ・幼稚園設置基準における「運動場」には、一般に屋上は含まれないが、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園について幼稚園設置基準を適用する際には、屋上を含む取扱いとして差し支えない。
- ・ただし書に規定する特例的な取扱いを幼保連携型認定こども園において可能とするため、幼稚園設置基準及び児童福祉施設最低基準を改正し、こうした特例的な取扱いを規定することを予定。

#### ○第四の六について

- ・幼稚園設置基準における運動場としては、付近にある適当な場所による代替は認められていないが、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園について幼稚園設置基準を適用する際には、付近にある適当な場所による代替を認める取扱いとして差し支えない。

#### ○第四の七について

- ・この取扱いを幼保連携型認定こども園において可能とするため、児童福祉施設最低基準を改正し、こうした特例的な取扱いを規定することを予定。
- ・給食の外部搬入については、1から5までに掲げる要件を満たすためには、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に従って実施することが必要であると考えている。

#### ○第四の八について

乳児室は、満2歳に満たないすべての子どもについて必要である。

また、ほふく室は、新生児以外の満2歳に満たないすべての子どもについて、乳児室に加えて必要である。

## ○その他

- ・第五の六の小学校教育との連携や第八の五の子どもの健康・安全の確保などについては、別途留意点を示すことを予定している。
- ・第八の四の公正な選考等については、各類型を通じて適切な実施が求められるものであることに留意されたい。
- ・幼保連携型認定こども園の設置を促進する観点から、以上に示したほか、幼稚園設置基準等について以下の改正等を予定している。
  - ①幼稚園の保育室等は2階以下に置くこととされているが、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園の保育室等については、一定の条件を満たす場合、3階以上の階に置くことができることとする。
  - ②幼稚園は職員室が必置とされているが、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園については、職員室としての機能を有する部屋であれば兼用を認める。